# (出生時) 育児休業申出書

申出日	年	月	日
部署			
申出者			

育児・介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり(出生時)育児休業の申出をします。

1 休業に係る子の	(1) 氏名	
状況	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監認期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1 の子が生まれて いない場合の出産 予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 出生時育児休業		
3-1 休業の期間 3-2 申出に係る 状況	(職場復帰予定日 ※出生時育児休業を2回に分割取得する場 年 月 (職場復帰予定日  (1) 休業開始予定日の2週間前 に申し出て  (2) 1の子について出生時育児 休業をしたことが(休業予定 含む)  (3) 1の子について出生時育児 休業の申出を撤回したことが	日から 年 月 日まで 年 月 日) 合は、1回目と2回目を一括で申し出ること 日から 年 月 日まで 年 月 日) いる・いない→申出が遅れた理由 [ ] ない・ある(回) ない・ある(回) ない・ある(回) から 2回ある場合又は1回あるかつ上記(2) が2回ある場合、再度申出の理由

4 1歳までの育児休	業(パパ・ママ育休プラスの場合は	(1歳2か月まで)
4-1 休業の期間	年 月 (職場復帰予定日	日から 年 月 日まで 年 月 日)
	※1回目と2回目を一括で申し出る場合	に記載(2回目を後日申し出ることも可能)
	年 月 (職場復帰予定日	年 月 日)
4-2 申出に係る     状況 	(1) 休業開始予定日の1か月前 に申し出て	
	(2) 1 の子について育児休業を したことが (休業予定含む)	ない・ある(回) →ある場合 休業期間: 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 〔
	(3) 1 の子について育児休業の 申出を撤回したことが	ない・ある(回) →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2) がある場合、再度申出の理由 [
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規則第 条第 項に基づき1歳を超えて休業しようとする場合(パパ・ママ育休プラス)	配偶者の休業開始(予定)日 年 月 日
5 1歳を超える育児	休業	
5-1 休業の期間	年 月 (職場復帰予定日	日から 年 月 日まで 年 月 日)
5-2 申出に係る 状況	(1) 休業開始予定日の2週間前 に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔  〕
	(2) 1 の子について 1 歳を超え る育児休業をしたことが (休 業予定含む)	ない・ある→再度休業の理由 〔 〕 休業期間: 年 月 日から 年 月 日まで
	(3) 1 の子について 1 歳を超え る育児休業の申出を撤回したこ とが	ない・ある→再度申出の理由 〔   〕
	(4) 休業が必要な理由	
	(5) 1歳を超えての育児休業の 申出の場合で申出者が育児休 業中でない場合	<ul><li>配偶者が休業 している・していない</li><li>配偶者の休業 (予定) 日</li><li>年 月 日から</li><li>年 月 日まで</li></ul>

(注)上記3、4の休業は原則各2回まで、5の1歳6か月まで及び2歳までの休業は原則各1回です。申出の撤回1回(一の休業期間)につき、1回休業したものとみなします。

### 〔(出生時) 育児・介護〕休業取扱通知書

通知日	年	月	日	
部署				
通知対象者				

年 月 日に提出された [(出生時) 育児・介護] 休業の [申出・期間変更の申出・申出の撤回] について、「育児・介護・子の看護等に関する細則」に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。ただし、期間変更の申出があった場合には、下記の事項を若干変更することがあります。

1	適正に申出されていましたので申出どおり次の期間休業をしてください。 年 月 日から 年 月 日 (職場復帰予定日 年 月 日)
2	申出が遅かったので休業を開始する日を次の日にしてください。 年 月 日
3	以下の理由により休業することはできません。 理由
4	年 月 日付の休業申出は撤回されました。
5	(介護休業の場合のみ) 申出に係る対象家族について介護休業ができる日数は通算93日です。今回の措置により、介護休業ができる残りの回数および日数は( )回( )日になります。

# [(出生時) 育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための時間外労働制限・育児のための深夜業制限・育児短時間勤務] 対象児出生届

申出日	年	月	月	
部署				
申出者				

年 月 日に行った〔(出生時) 育児休業の申出・所定外労働制限の請求・時間外労働制限の請求・深夜業制限の請求・育児短時間勤務の申出〕において出生していなかった〔(出生時) 育児休業・所定外労働制限・時間外労働制限・深夜業制限・育児短時間勤務〕に係る子が出生しましたので、(育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり届け出ます。

1 出生した子の氏名					
2 出生の日	年	月	日		

# 〔(出生時) 育児·介護〕休業申出撤回届

申出日	年	月	月	
部署				
申出者				

年 月 日に「育児・介護・子の看護等に関する細則」に基づき行った〔(出生時)育児・介護〕休業[育児・介護]休業の申出を撤回します。

※同日に複数期間申出している場合は、撤回する休業期間を記載すること。

# 〔(出生時)育児·介護〕休業期間変更申出書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

年 月 日に「育児・介護・子の看護等に関する細則」に基づき行った〔(出生時)育児・介護〕休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から
	年月日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	<ul><li>(1) 休業 〔開始・終了〕予定日の変更</li><li>(2) 変更後の休業 〔開始・終了〕予定日</li><li>年 月 日</li></ul>
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

<sup>(</sup>注) 1歳6か月まで及び2歳までの育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

### 介護休業申出書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	年 月 (職場復帰予定日	日から 年 月 日まで 年 月 日)
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間 前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔   〕
	(2) 1 の家族について、これ までの介護休業をした回数及 び日数	回 日
	(3) 1 の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回) →既に2回連続して撤回した場合、 再度申出の理由 〔 〕

#### [子の看護休暇・介護休暇] 申出書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり〔子の看護休暇・介護休暇〕の申出をします。

記 [介護休暇] 〔子の看護休暇〕 1 申出に係る (1) 氏名 家族の状況 (2) 生年月日 (3) 本人との続柄 (4) 養子の場合、縁組成立の年月日 (5) (1) の子が、特別養子縁組の監護期間 中の子・養子縁組里親に委託されてい る子・養育里親として委託された子の 場合、その手続きが完了した年月日 (6) 介護を必要とする理由 2 申出理由 年 月 日 時 分から 3 取得する日 年 月  $\exists$ 時 分まで 4 備考 年 月  $_{
m H}\sim$ 年 月 日(1年度)の期間において 育児 対象 人 介護 対象 人 日 日 取得済日数・時間数 時間 取得済日数・時間数 時間 日 日 今回申出日数・時間数 時間 今回申出日数・時間数 時間 日 H 残日数・残時間数 時間 残日数•残時間数 H 時間 日

- (注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。
  - 3については、複数の目を一括して申し出る場合には、申し出る目をすべて記入してください。
- (注 2)子の看護体眼の場合、取得できる日数は、小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。1時間単位で取得できます。

介護休暇の場合、取得できる日数は、対象となる家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。 1時間単位で取得できます。

### [育児・介護] のための所定外労働制限請求書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための所定外労働の制限を請求します。

		〔育児〕	〔介護〕
1 請求に係る	(1)氏名		
家族の状況	(2) 生年月日		
	(3)本人との続柄		
	(4)養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間 中の子・養子縁組里親に委託されてい る子・養育里親として委託された子の 場合、その手続きが完了した年月日		
	(6)介護を必要とする理由		
2 育児の場 合、1の子が 生まれてい ない場合の 出産予定者 の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄		
3 制限の期間	年月日か	ら年月月	まで
4 請求に係る 状況	制限開始予定日の1か月前に請求をして いる・いない → 請求が遅れた理由		)

### [育児・介護] のための時間外労働制限請求書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための時間外労働の制限を請求します。

		〔育児〕	〔介護〕
1 請求に係る	(1) 氏名		
家族の状況	(2) 生年月日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間 中の子・養子縁組里親に委託されてい る子・養育里親として委託された子の 場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場 合、1の子が 生まれてい ない場合の 出産予定者 の状況	<ul><li>(1) 氏名</li><li>(2) 出産予定日</li><li>(3) 本人との続柄</li></ul>		
3 制限の期間	年 月 日か	ら年月	日まで
4 請求に係る 状況	制限開始予定日の1か月前に請求をして いる・いない → 請求が遅れた理由		]

### [育児・介護] のための深夜業制限請求書

申出日	年	月	月	
部署				
申出者				

育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための深夜業の制限を請求します。

	μ	〔育児〕	〔介護〕
1 請求に係る	(1) 氏名		
家族の状況	(2) 生年月日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間 中の子・養子縁組里親に委託されてい る子・養育里親として委託された子の 場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場 合、1 の子が 生まれてい ない場合の 出産予定者 の状況	<ul><li>(1) 氏名</li><li>(2) 出産予定日</li><li>(3) 本人との続柄</li></ul>		
3 制限の期間	年 月 日か	ら年月	日まで
4 請求に係る 状況	<ul><li>(1)制限開始予定日の1か月前に請求をいる・いない → 請求が遅れた理由 〔</li><li>(2)常態として1の子を保育できる又はの親族がいる・いない</li></ul>		〕 る 16 歳以上の同居

### 育児短時間勤務申出書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

1 短時間勤務 に係る子の状	(1) 氏名	
況	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月 日	
	(5) (1) の子が、特別養子縁組の監 護期間中の子・養子縁組里親に 委託されている子・養育里親と して委託された子の場合、その 手続きが完了した年月日	
2 1 の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	<ul><li>(1) 氏名</li><li>(2) 出産予定日</li><li>(3) 本人との続柄</li></ul>	
3 短時間勤務 の期間	年月	日から 年 月 日
4 申出に係る 状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1か 月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 〔   〕
	(2) 1 の子について短時間勤務の 申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 〔 〕

# 介護短時間勤務申出書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

育児・介護・子の看護等に関する細則に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

1 短時間勤務に 係る家族の状況	(1) 氏名				
hi. 2.4 % 2 hi. 2	(2) 本人との続柄				
	(3) 介護を必要とする理由				
2 短時間勤務の 期間	年月	月 日から	う年月	日まで	
3 申出に係る 状況	(1) 短時間勤務開始予定日の に申し出て	2 週間前	いる・いない	→申出が遅	れた理由 ]
	(2) 1 の家族について最初の分 勤務を開始した年月日、及て の利用回数		〔最初の開 年 〔回数〕	動台年月日〕 月	日回
	(3) 1 の家族について介護短時 申出を撤回したことが	持間勤務の	ない・ある →既に2回 合、再度申 〔	回連続して撤	「回した場 〕

#### [育児·介護] 短時間勤務取扱通知書

通知日	年	月	日	
部署				
通知対象者				

年 月 日に提出された [育児・介護] 短時間勤務の [申出・期間変更の申出・申出の撤回] について、「育児・介護・子の看護等に関する細則」に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。ただし、期間変更の申出があった場合には、下記の事項を若干変更することがあります。

1 適正に申出されていましたので申出どおり次の期間短時間勤務をしてください。
年 月 日から 年 月 日
2 申出が遅かったので短時間勤務を開始する日を次の日にしてください。
年 月 日
3 以下の理由により短時間勤務することはできません。
理由
4 年 月 日付の短時間勤務申出は撤回されました。
5 (介護短時間勤務の場合のみ)
申出に係る対象家族について、今回の措置により、介護短時間勤務ができる期限および回数は次の
とおりです。
年月日まで残り()回

# [育児・介護] 短時間勤務申出撤回届

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

年 月 日に「育児・介護・子の看護等に関する細則」に基づき行った「育児・介護」短時間勤務の申出を撤回します。

# [育児·介護] 短時間勤務期間変更申出書

申出日	年	月	日	
部署				
申出者				

年 月 日に「育児・介護・子の看護等に関する細則」に基づき行った [育児・介護] 短時間勤務の申出における期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出に係る勤務期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 変更内容	①育児短時間勤務 [開始・終了] 予定日の [繰り上げ・繰り下げ] ②介護短時間勤務終了予定日の繰り下げ ③変更後の短時間勤務 [開始・終了] 予定日 年 月 日
3 変更理由	

注1: 育児短時間勤務終了予定日を繰り下げる場合は、育児短時間勤務開始日から1年以内を限度とします。

注2:介護短時間勤務終了予定日を繰り下げる場合は、介護短時間勤務開始日から93日以内を限度 とします。